

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 令和3年度の保険料の支払いと保険証(被保険者証)の一斉更新について

### 7月に保険料額をお知らせします

令和3年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

#### 《保険料の計算方法》

均等割  
【1人あたりの額】  
52,048円

+

所得割【本人の所得に応じた額】  
(令和2年中の所得 - 最大43万円)  
× 10.98%

=

1年間の保険料  
【限度額 64万円】  
(100円未満切り捨て)

○1年間の保険料の上限額は、令和3年度は64万円になります。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

※前年の所得金額により、最大43万円の控除額が異なる場合があります。

### ■保険料の軽減

#### ①均等割の軽減(年額)

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

※令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度より7割軽減に見直されました。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

#### ②被用者保険の被扶養者であった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(52,048円→26,024円)。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことです。市町村の国民健康保険等は含まれません。